



八千代町地域防災計画 概要版

自助



共助



公助



令和7年3月
八千代町

「町と地域の協働による防災を進めてまいります」

このたび、八千代町防災会議の委員の皆さまをはじめ、関係機関からご意見等をいただきまして、八千代町地域防災計画を見直しいたしました。関係各位の皆さんに厚く御礼申し上げます。

今回は、災害対策基本法などの関係法令や国の防災基本計画、茨城県地域防災計画などの上位計画や社会情勢の変遷、令和6年能登半島地震や令和元年東日本台風などの既往災害を踏まえた災害対策、当町に最も大きな被害をもたらすと想定されている茨城・埼玉県境地震被害想定調査結果及び庁内関係部署からの意見や組織再編などを考慮した内容になっております。

今後町といたしましては、本計画に基づき、町民の皆さまの生命・身体・財産を守るべく、防災拠点の整備や周辺市町、地域コミュニティとの連携を通じて、「自助」「共助」を推進してまいります。

町民の皆さんにおかれましては、いつ起きたてもおかしくない災害への備えにつきまして、ご理解とご協力を願いいたします。

八千代町長 野村 勇

目 次

I 地域防災計画とは	2
1 計画の目的	2
2 計画の基本方針	2
3 計画の構成と主な内容	3
II 八千代町の災害・防災環境について	4
1 東日本大震災での被害	4
2 令和元年東日本台風	4
3 八千代町を守る防災関係機関	5
III 災害に備える体制	6
1 八千代町の防災体制の整備と情報通信ネットワークの整備	6
2 いざというときに備える体制	7
IV 災害が発生したときの対応	11
1 災害対策本部	11
2 情報連絡体制	13
3 避難者への支援	13
V 災害復旧・復興	14
1 災害復旧	14
2 災害復興	14



I

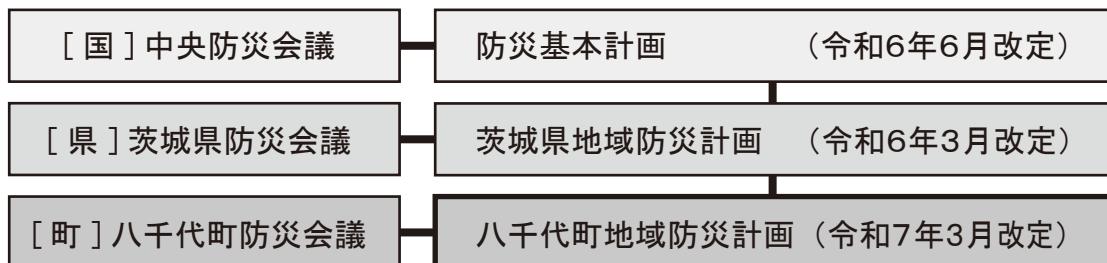
地域防災計画とは

1 計画の目的

八千代町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、八千代町防災会議が策定するものです。

令和元年東日本台風や令和6年能登半島地震等をはじめとする大規模な災害の教訓を踏まえ、国や県における防災計画と連携を取りながら、見直しを行いました。

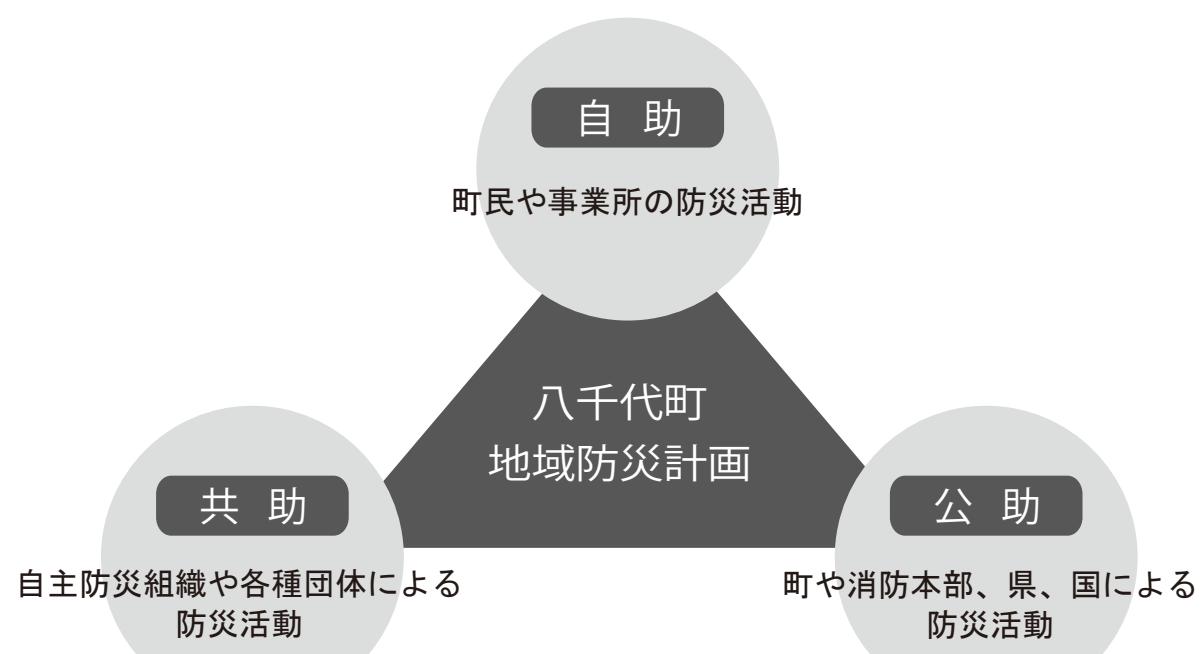
計画は、八千代町役場をはじめとして、町民、事業所、民間団体、関係機関が日頃から防災活動に取り組み、災害時にそれぞれの果たす役割を示しています。



2 計画の基本方針

八千代町地域防災計画は、防災に関して、町や防災関係機関が行う事務や業務をまとめた総合的かつ基本的な計画です。

また、災害による危険への対応の原則は「自分の命は自分で守る」という自助の精神が重要であることから、本計画は町民や自主防災組織、企業等の「自助・共助・公助」の行動指針ともなるものです。



3 計画の構成と主な内容

第1編 総論

計画全体の目的や基本方針、防災関係機関の役割をとりまとめています。

第2編 地震災害対策計画編

章	主な内容
第1章 総則	計画の目的や基本方針を示しています。
第2章 地震災害予防計画	震災による被害を未然に防ぐとともに、被害を最小限にとどめるための対策を示しています。
第3章 地震災害応急対策計画	震災が発生した場合の初動対応や被害軽減のための防災体制と、被災者への対策を示しています。
第4章 震災復旧・復興計画	震災からいち早く復旧・復興するため、被災者の生活支援や復旧事業に対する財政的な支援制度などを整理しています。
付 編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	平常時からの備え、後発地震への注意を促す情報等の発表に伴う町の措置等について定めた計画です。

第3編 風水害対策計画編

章	主な内容
第1章 総則	計画の目的や基本方針を示しています。
第2章 災害予防計画	風水害等に対して災害を未然に防ぐとともに、災害による被害を最小限にとどめるための対策を示しています。
第3章 災害応急対策計画	風水害等が発生した場合の初動対応や被害軽減のための防災体制と、被災者への対策を示しています。
第4章 災害復旧・復興計画	風水害等からいち早く復旧・復興するため、被災者の生活支援や復旧事業に対する財政的な支援制度などを整理しています。

第4編 大規模災害対策計画編

章	主な内容
第1章 航空災害対策計画	航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合にとるべき対策についてまとめています。
第2章 道路災害対策計画	道路輸送途上での危険物の大量流出事故や道路構造物の被災による大規模事故の場合にとるべき対策についてまとめています。
第3章 大規模な火事災害対策計画	大規模な火事災害が発生した場合にとるべき対策についてまとめています。
第4章 危険物等災害対策計画	危険物等の漏えい・流出、飛散、火災爆発による災害が発生した場合等にとるべき対策についてまとめています。

資料編

災害対策に関する条例や基準、様式などをとりまとめています。

Ⅱ 八千代町の災害・防災環境について

1 東日本大震災での被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、町では震度5強を記録し、以下のような被害が発生しました。

【八千代町被害一覧】

被害項目	被 壊 状 況	
住 家	一部損壊（屋根等）4,288 件	一部損壊（塀）657 件
道 路	亀裂、陥没等8ヶ所	通行止め5ヶ所
公共施設	上水道本管漏水1ヶ所 小学校2ヶ所（フェンス倒壊、玄関ボード落下）	下水道マンホール損壊2ヶ所 中学校1ヶ所（天井ボード落下等）
そ の 他	田畠の液状化3ヶ所 停電（一部）3月 11 日～3月 13 日	パイプラインの漏水1ヶ所 一時断水（給水制限）3月 11 日～3月 19 日

2 令和元年東日本台風での被害

町の東側には鬼怒川が流れしており、氾濫すると大きな災害になることが予想されます。

令和元年 10 月 10 日～13 日にかけて発生した令和元年東日本台風において、町では以下のよ

うな被害が発生しました。

- ・人的被害 なし
- ・住家被害 一部損壊4件
- ・非住家被害 全壊2件

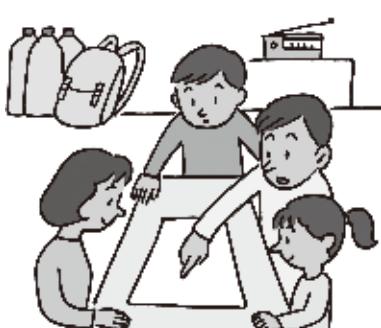
近年では、大型台風や線状降水帯による集中豪雨の発生、ゲリラ豪雨等による浸水や道路の冠水などが多発しています。

また、近隣においては、竜巻による被害も発生しました。

■ハザードマップ

町では、浸水想定区域や避難所、避難場所などを表示した洪水ハザードマップを作成しています。

また、地震防災マップも作成しています。



ハザードマップを参考に
避難所や避難場所、避難経路
などを確認しておきましょう。



3 八千代町を守る防災関係機関

町では役場のほかに、町民の皆さん的生活を守る防災関係機関があります。

①茨城西南地方広域市町村圏事務組合 消防本部 下妻消防署 八千代分署

●職員配置	19名
●主な装備	消防車（水槽付ポンプ車）1台 救急車 1台 広報車 1台
●令和5年の活動実績	
○火災出動	15件
○救急出動	1,163件



②八千代町消防団

●団構成	本部、1～7分団 169名（内女性13名）
●主な装備	消防車（水槽付ポンプ車）1台 消防車 6台 指令車 1台 防災活動車 1台
●令和5年の活動実績	
○火災出動	28件
○年間行事	1月 消防出初式 3月 辞令交付式 6月 鬼怒小貝水防訓練 10月 操法県西地区大会 3月・11月 全国火災予防運動



■消防団

- 消防団は、町の非常備の消防機関です。その構成員である消防団員は、他に本業を持ちなが
らも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」とい
う郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っています。
- 消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった3つの特性を活かしながら、
初期消火や残火処理等を行っているほか、大規模災害時には町民の避難支援や災害防ぎよ等
を行うこととなっています。
- 消防団は、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、地
域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。

III 災害に備える体制

1 八千代町の防災体制の整備と情報通信ネットワークの整備

- 本町職員の防災に対する研修を実施するとともに、初動活動や応急対策に関する活動要領（マニュアル）の作成や訓練を実施します。
- 自主防災組織について、活動環境の整備を積極的に行っていきます。
- 相互応援協定の締結等により、広域的な連携を強化します。
- 町防災行政無線の管理運用と、県防災情報ネットワークシステムの活用等、情報通信ネットワークの整備を進めます。

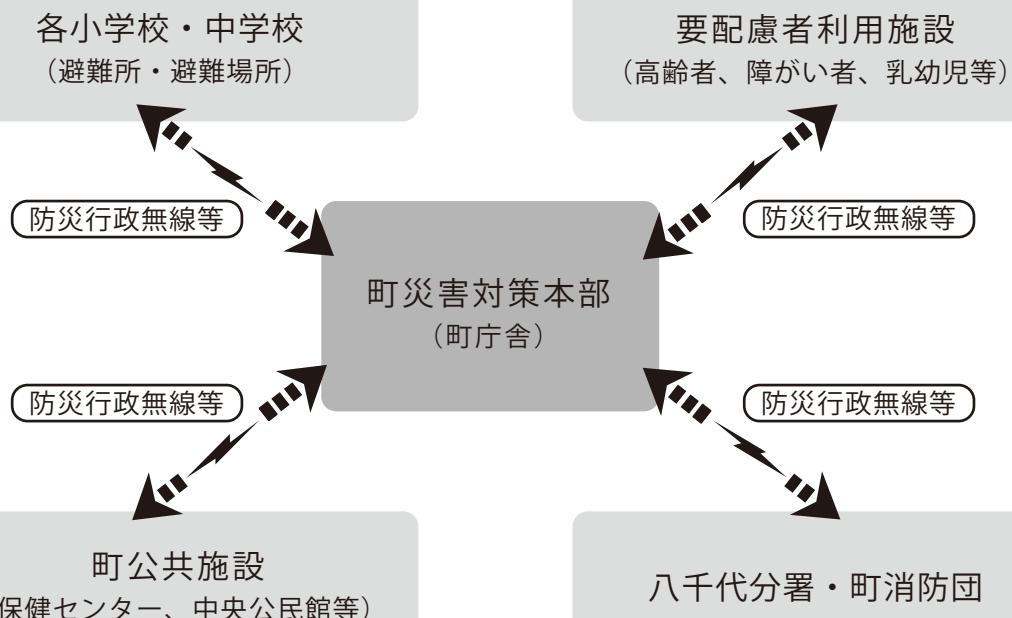
自主防災組織の整備

- 自主防災組織には、避難行動要支援者（高齢者や障がい者など）の安否確認や避難支援に大きな期待が寄せられています。
- 町では、自主防災組織の結成・強化を進めていきます。

地域で、自主防災組織が結成されていなければ、ぜひ、皆さんで結成に向けた取組をお願いします。

情報通信ネットワークの整備

- 東日本大震災や令和6年能登半島地震の際には、通信障害が発生しました。その教訓から町の防災行政無線を常に点検・強化し、避難所や要配慮者利用施設などと確実に連絡がとれる体制を整備していきます。
- 災害時には様々なレベルの情報通信ネットワークが必要であり、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ニアラート、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用を図ります。



2 いざというときに備える体制

(1) 指定避難所・福祉避難所・指定緊急避難場所の整備

- 安全性や利便性等を考慮して指定避難所等を指定するとともに、指定避難所の耐震化を進めていきます。
- 効率的な運営を行うための指定避難所運営マニュアルを作成します。

指定避難所	福祉避難所	指定緊急避難場所
学校や公民館など災害時に自宅等での生活が困難な方を収容、保護する施設	身体等の状況により、指定避難所での生活が難しい方のために開設する避難所	学校の校庭、公園、広場など災害時に自宅等が危険な場合に、一時的に避難する場所

避難所・避難場所の指定

【指定避難所・指定緊急避難場所一覧】

地区	名称	所在	受入人数	備考
西豊田	東中学校	沼森 50	1,063人	耐震
	西豊田小学校	太田 365	741人	耐震
安 静	八千代第一中学校	若 1808	1,458人	耐震
	安静小学校	蕗田 820	725人	耐震
中結城	中結城小学校	菅谷 351	892人	耐震
	総合体育館	菅谷 1027	873人	—
	中央公民館	菅谷 1027	541人	—
	農村環境改善センター	菅谷 898-157	226人	耐震
	体育センター	菅谷 882-37	969人	耐震
下結城	八千代高等学校	平塚 4842-2	2,350人	耐震
	下結城小学校	平塚 3740	740人	耐震
川 西	川西小学校	久下田 440	626人	耐震
計	12施設		11,204人	

【福祉避難所一覧】

地区	名称	所在	備考
安 静	特別養護老人ホーム フィオーレ	栗山 229-1	平成30年1月23日福祉避難所の設置運営に関する協定を締結
中結城	特別養護老人ホーム 玉樹	菅谷 1021-1	平成30年1月23日福祉避難所の設置運営に関する協定を締結
下結城	あじさい学園寮	平塚 4799-1	平成30年1月23日福祉避難所の設置運営に関する協定を締結
	あじさい学園八千代	平塚 4753	平成30年1月23日福祉避難所の設置運営に関する協定を締結
川 西	介護老人保健施設 美の園・八千代	新井 115-1	平成30年1月23日福祉避難所の設置運営に関する協定を締結
計	5施設		平成30年1月23日福祉避難所の設置運営に関する協定を締結

※福祉避難所は、災害発生後直ちには開設されません。指定避難所、指定緊急避難場所に避難してください。

【指定緊急避難場所一覧】

地 区	名 称	所 在	屋外面積	受入人数	備 考
西豊田	東中学校グラウンド	沼森 50	26,885 m ²	13,442 人	—
	西豊田小学校グラウンド	太田 365	13,126 m ²	6,563 人	—
	粟野運動公園	粟野 291-2	10,260 m ²	5,130 人	防災ヘリ緊急離着陸場
	貝谷運動公園	貝谷 37	11,217 m ²	5,608 人	防災ヘリ緊急離着陸場
安 静	八千代第一中学校グラウンド	若 1808	39,167 m ²	19,583 人	—
	安静小学校グラウンド	蕗田 820	10,100 m ²	5,050 人	—
	東蕗田運動公園	東蕗田 241-1	15,413 m ²	7,706 人	防災ヘリ緊急離着陸場
中結城	中結城小学校グラウンド	菅谷 351	15,533 m ²	7,766 人	—
	町民公園	菅谷 883-1	81,413 m ²	40,706 人	防災ヘリ緊急離着陸場
	中結城地区公園	菅谷 35	43,945 m ²	21,972 人	防災ヘリ緊急離着陸場
	中結城北部地区運動広場	西大山 313-2	3,350 m ²	1,675 人	—
下結城	八千代高等学校グラウンド	平塚 4824-2	39,214 m ²	19,607 人	—
	下結城小学校グラウンド	平塚 3740	10,344 m ²	5,172 人	—
	下結城地区公園	平塚 2175-1	10,273 m ²	5,136 人	—
川 西	川西小学校グラウンド	久下田 440	14,955 m ²	7,477 人	—
	川西地区運動広場	新井 428	10,000 m ²	5,000 人	—
	クリーンパーク・きぬ	大渡戸 390	14,945 m ²	7,472 人	—
計	17施設		370,140 m ²	185,065 人	—

自宅や職場の近くの避難所、避難場所を確認しておきましょう。

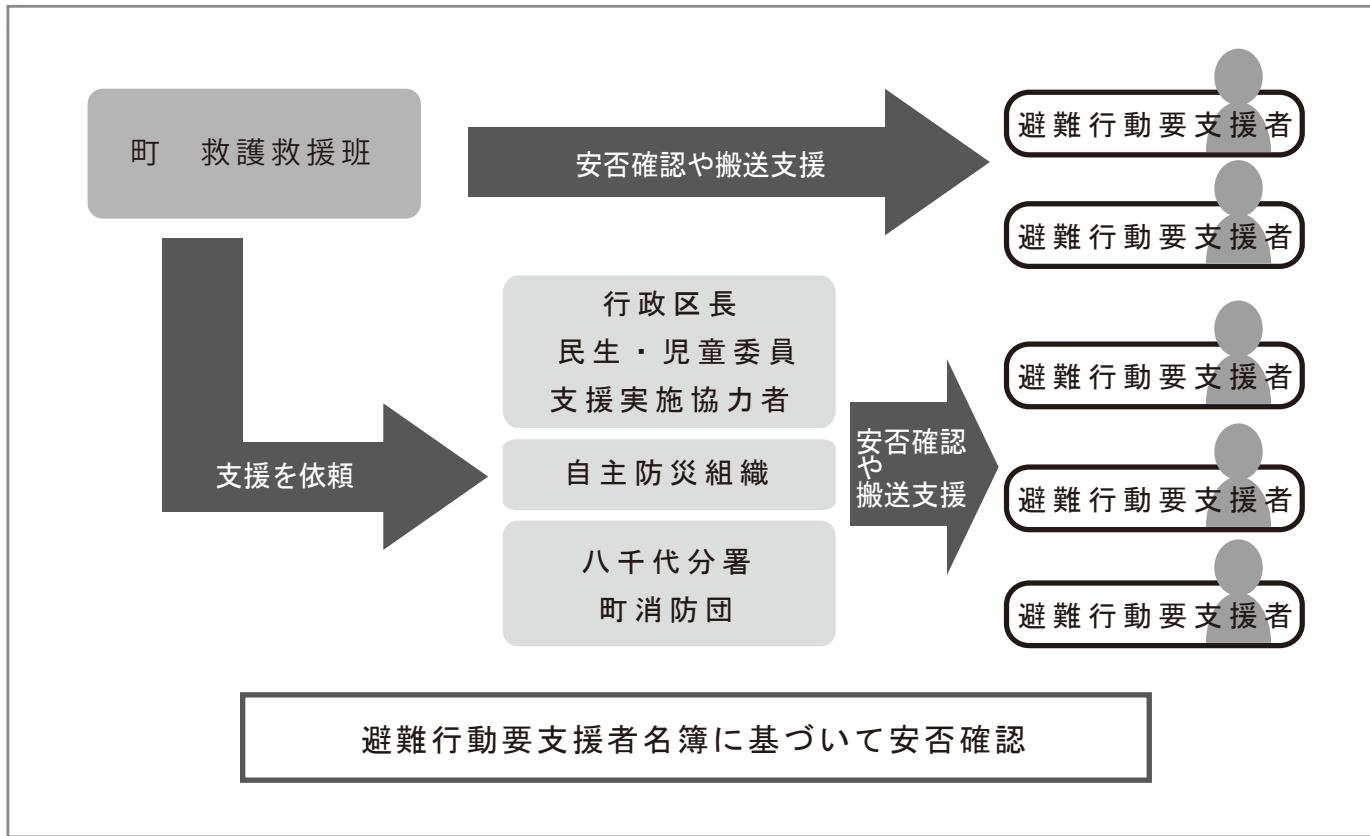
家族でどこへ避難するのか話し合っておきましょう。



(2) 避難行動要支援者への対応強化

近年の災害では、避難行動要支援者の被害が多くなっています。日頃からの見守りや災害時の支援について強化を図ります。

【避難行動要支援者の安否確認の流れ】



(3) 災害対策備品の備蓄

○災害時の停電や避難生活の支援を行うための備蓄を進めます。

○食料や生活必需品については、民間企業や関係機関との応援協定を結び、優先的に供給できる体制を整備します。

町民の皆さんにも、家庭で3日分（推奨1週間）程度の食料や飲料水、生活必需品の備蓄をお願いします。



(4) 自治体や民間企業との応援体制

大規模災害時には、町だけでは対応が困難になります。他の自治体や民間企業と協定を結ぶことによって、迅速な応急活動に取り組みます。

■協定の締結状況（R 7.3月現在）

区分	協定等の内容	締結先	協定等の内容	締結先
自治体間	・水火災又は地震等の災害への消防相互応援	茨城県内の市町村、一部事務組合	・一般避難所	八千代高等学校
	・物資や資機材の提供、人材の派遣等 ・被災者の一時収容のための施設の提供	茨城県内全市町村	・避難者受入れ	水戸市
	・物資や資機材の提供、人材の派遣等 ・被災者の一時収容のための施設の提供	茨城県内12町村	・避難者受入れ	いわき市
	・災害時必要とする各種情報の交換	国土交通省、関東地方整備局	・施設及び敷地の一時使用（図書館）	下妻警察署
	・物資や資機材の提供、人材の派遣等 ・児童及び生徒の受入れ、避難が必要な被災者の受入れ	八千代町・五霞町・境町	・水害時の境町民の広域避難者受入れ	境町
	・物資や資機材の提供、人材の派遣等 ・原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受入れるための施設の提供及びあっせん	古河市・結城市・下妻市・常総市・笠間市・筑西市・坂東市・桜川市・八千代町・五霞町・境町	・市町政の共通課題に係る共同調査・研究に関すること ・市民の交流促進に関すること ・移住定住促進に向けた情報発信に関すること ・観光・農業振興などに向けた施策推進に関すること ・地域資源の相互活用に関すること ・災害時の相互応援に関すること	下妻市、常総市、八千代町
民間事業者等	・調達が可能な物資の優先供給	NPO法人 コメリ災害対策センター	・福祉避難所（玉樹）の設置	社会福祉法人 紗会
	・調達が可能な物資の優先供給	株式会社 カワチ薬品	・福祉避難所（フィオーレ）の設置	社会福祉法人 慈愛会
	・調達が可能な物資の優先供給	株式会社 カスミ	・福祉避難所（あじさい学園、あじさい学園寮）の設置	社会福祉法人 共生社
	・炊事用品、食器類や食料品等の物資の優先供給	いばらきコープ生活協同組合	・福祉避難所（葵の園）の設置	医療法人 晴生会
	・LPガス等その他町が必要とする物資の優先供給	茨城県高圧ガス保安協会 常総支部	・ユニットハウス等（仮設トイレ、事務所）の供給	三協フロンティア 株式会社
	・緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・道路交通確保のための障害物の除去作業	大里産業 株式会社	・災害に係る情報発信等の提供	ヤフー 株式会社
	・緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・道路交通確保のための障害物の除去作業	株式会社 磯建	・大規模水害時の広域避難者の受入れ	鬼怒川・小貝川下流域減災対策協議会
	・災害発生時の協力、不法投棄、道路異常	町内郵便局	・電力の早期復旧、障害物の除去	東京電力パワーグリッド 株式会社 下館支社
	・緊急応急作業、建築資材の提供	西山運輸機工 株式会社	・石油類燃料の優先供給及び各事業所における被災者への飲料水やトイレの提供等支援活動	茨城県石油業協同組合 下妻支部 八千代部会
	・緊急輸送に関し必要な車両及び機材等の出動 ・緊急輸送に関し必要な人材の派遣	社団法人 茨城県トラック協会 常総支部	・段ボール製（段ボールシートと段ボールケース） ・段ボール製簡易ベッド	セツツカートン 株式会社
	・被災者支援相談窓口の開設 ・八千代町への茨城県行政書士会々員の派遣 ・その他八千代町が必要と認める業務	茨城県行政書士会	・災害時の医療救護活動の実施	真壁医師会

(5) 燃料対策

大規模な災害の後には、ガソリンなどの燃料が不足します。車両の燃料や非常用発電施設の燃料確保に努めることとします。

県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定します。

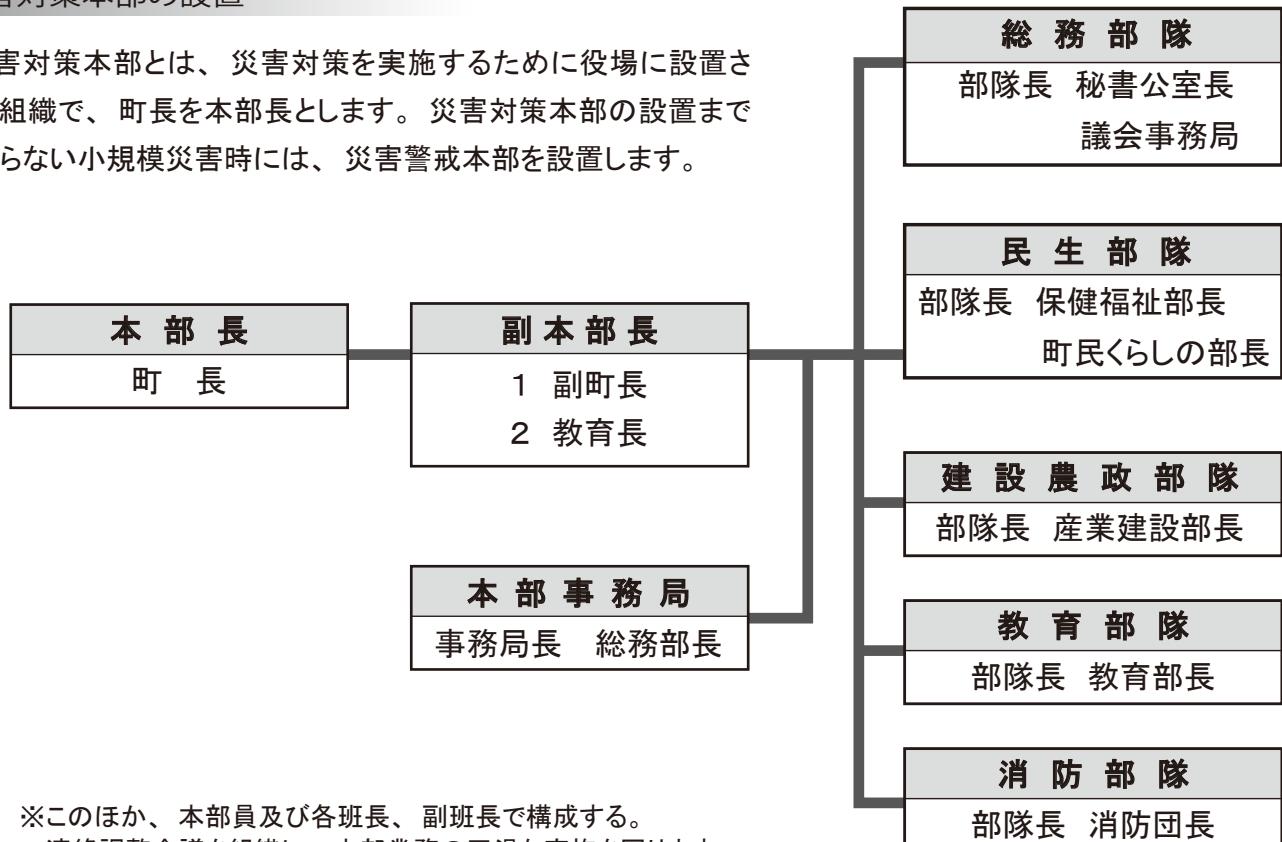
IV 災害が発生したときの対応

1 災害対策本部

災害が発生したときには、町長を本部長とした災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立します。

災害対策本部の設置

災害対策本部とは、災害対策を実施するために役場に設置される組織で、町長を本部長とします。災害対策本部の設置までに至らない小規模災害時には、災害警戒本部を設置します。



※このほか、本部員及び各班長、副班長で構成する。
連絡調整会議を組織し、本部業務の円滑な実施を図ります。

各部隊の構成

部隊名	班名	構成	部隊名	班名	構成
総務部隊	総務班	総務課	民生部隊	救護救援班	福祉介護課
		議会事務局			こども家庭課
	広報記録班	秘書課			健康増進課
		まちづくり推進課			国民年金課
	財務班	財務課			学校教育課 (学校給食センター係)
		会計課			
建設農政部隊	土木対策班	都市建設課	教育部隊	町民対策班	戸籍住民課
		上下水道課		調査班	税務課
	農業班	農政課		環境対策班	環境対策課
		産業振興課		学校管理班	学校教育課
	農業委員会事務局				各小中学校
消防部隊	消防班	八千代町消防団	社会教育班	生涯学習課 スポーツ振興課	
本部事務局		消防交通課			

職員の動員

災害が発生したときは、役場に職員が動員されます。地震では、電話が不通になることが予想されるため、震度に応じた自動配備となっています。

【地震】

区分		基 準	体 制 等
連絡体制	連絡配備	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度4を記録したとき【自動配備】 ○「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき 	消防交通課、都市建設課、上下水道課の職員をもって連絡調整が円滑に行える必要最小限の体制
警戒体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度5弱を記録したとき【自動配備】 ○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき ○「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたとき ○その他総務部長が必要と認めたとき 	消防交通課（全員）、各課（係長級以上） 《災害警戒本部設置》
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度5強を記録したとき【自動配備】 ○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき ○その他町長が必要と認めたとき 	全職員 《災害対策本部設置》
	非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度6弱以上を記録したとき【自動配備】 ○その他町長が必要と認めたとき 	全職員 《災害対策本部設置》

【風水害】

区分		基 準	体 制 等	警戒レベル
連絡体制	連絡配備	<ul style="list-style-type: none"> ○台風の接近が予想されるとき ○気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき 	消防交通課、都市建設課の職員をもって連絡調整が円滑に行える必要最小限の体制	1
警戒体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○台風の接近もしくは上陸による被害発生が予想されるとき ○鬼怒川の水位が氾濫注意水位に達すると予想されるとき ○その他総務部長が必要と認めたとき 	消防交通課（全員）、各課（係長級以上） 《災害警戒本部設置》	2
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき ○鬼怒川の水位が避難判断水位に達すると予想されるとき ○その他町長が必要と認めたとき 	全職員 《災害対策本部設置》	3
	非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○鬼怒川の水位が氾濫危険水位に達すると予想されるとき ○その他町長が必要と認めたとき 	全職員 《災害対策本部設置》	4・5

2 情報連絡体制

(1) 通信手段の確保と災害情報の収集・伝達・報告

- 地震災害発生後における迅速な応急体制を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保します。
- 応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を、LAラートや民間のアプリを活用するなど、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集、伝達します。

(2) 町民ニーズの把握と情報の提供

- 災害時は平時とはまったく異なった社会環境になります。町民（被災者）ニーズは、時間を追ってどんどん変化していきます。
- 町行政や民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア等が連携して、町民（被災者）ニーズを的確に把握することに努めます。
- 把握したニーズをもとに町民（被災者）に役立つ情報を適切に提供します。その際、要配慮者、在宅での避難者、広域避難者、車中泊避難等それぞれの状況を考慮します。

3 避難者への支援

(1) 指定避難所の開設

- 指定避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、指定避難所の開設と避難者の健康管理等を推進します。

(2) 指定避難所の運営

- 職員及び自主防災組織、ボランティアを各指定避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて指定避難所の運営を行います。
- 避難が長期化した場合などの指定避難所の運営は、地域の自主防災組織等による運営が主体となります。

(3) ボランティアの活用に向けて

- 災害復旧活動に、ボランティアの活躍は必要不可欠なものになっています。必要な場所に必要なボランティアが配置できるようにコーディネートに配慮します。

【町の支援】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ○ボランティア「受入窓口」の設置・運営 | ○ボランティア活動拠点の提供 |
| ○ボランティアコーディネートの配置 | ○ボランティア保険への加入促進など |

※ボランティアへの支援は、町社会福祉協議会と連携して行います。

(4) 避難所運営で配慮すること

- 避難の長期化等をふまえ、必要に応じて、女性の参画の推進、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めます。
- 感染症対策や心のケア等により、被災者の健康状態（身体・精神）の把握や対応に努めます。
- 避難所の良好な生活環境の確保のため、パーティションや段ボールベッド、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレ等を設置するよう努めます。
- 必要に応じて、県、他市町村に対しても協力を要請します。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても考慮します。
- 在宅避難者や車中泊避難者等にも、必要な物資や被災者支援に係る情報の提供に努めます。

1 災害復旧

(1) 罹災証明書の発行

町は、被災者に対し、速やかに適切な生活安定のための措置が受けられるよう「罹災証明書」を発行します。

(2) 義援金の募集及び配分

町は、災害時における被災者の自立的生活再編を支援するため、被災者に対する義援金の募集及び配分等を行います。

全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災者へ配達するため、被災者が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分します。

(3) 被災者への支援

①災害弔慰金及び災害障害見舞金

町は災害により家族を失い、精神的または身体に著しい障がいを受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給します。

②災害援護資金の貸付

町は「八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸し付けます。

(4) 被災者生活再建支援法の適用

町内の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、「被災者生活再建支援法」を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、町民の生活の安定と被災者の速やかな復興に努めます。

2 災害復興

大規模な災害により著しい被害を受けたときは、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置して、関係機関との協議や町民等との合意形成を図りながら、災害復興計画を策定します。

八千代町地域防災計画概要版
発行日／令和7年3月 編集／八千代町総務部消防交通課
〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菖谷 1170
電話 0296-48-1111
FAX 0296-48-0161

